

秋田市会計年度任用職員募集要項

秋田市会計年度任用職員を次のとおり募集します。

※会計年度任用職員とは、地方公務員法に基づき採用される非常勤の職員で、一会計年度内を任期として任用される一般職の地方公務員です。

1 採用予定人員および職務内容

区分	採用予定人員	職務内容
消費生活相談員等	1 名	・消費生活に関する相談の対応 ・消費生活に関する情報収集、啓発等

2 勤務地

秋田市市民生活部市民相談センター（秋田市役所本庁舎）

3 選考方法

面接試験（令和8年2月25日（水）実施予定）

4 応募資格

パソコンの基本操作ができる方で、次の要件のいずれかに該当する方

- (1) 消費生活相談員（国家資格）、消費生活専門相談員（独立行政法人国民生活センター認定資格）、消費生活アドバイザー（一般財団法人日本産業協会認定資格）、消費生活コンサルタント（一般財団法人日本消費者協会認定資格）のいずれかの資格を有する方
- (2) 民間企業等での職務経験が10年程度あり、消費生活相談員資格等の取得に意欲がある方

ただし、地方公務員法第16条の規定に該当する場合は応募できません。

- ・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・秋田市職員として懲戒免職の処分を受け当該処分の日から2年を経過しない者
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

5 応募方法等

提出書類	①申込書（顔写真添付） ②エントリーシート ③ハローワークの紹介状（ハローワーク経由で応募する場合） ※様式は市民相談センターで配布するほか、秋田市ホームページからダウンロードすることもできます。 https://www.city.akita.lg.jp/shisei/saiyo/1023081/1023144/1023392.html
提出方法	秋田市市民生活部市民相談センターへ郵送または持参
受付期間	期間 令和8年2月9日（月）から令和8年2月19日（木）まで 時間 午前8時30分から午後5時15分まで ※土曜日、日曜日および祝日を除きます。 ※郵送の場合は、令和8年2月19日（木）必着です。
面接日の連絡	面接日：令和8年2月25日（水） ※面接会場と時間は後日電話連絡します。

6 勤務条件等

任用期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで ※勤務実績が良好な場合や当該職の継続状況等により、再度任用する可能性があります。
勤務時間	午前8時30分から午後5時15分までのうち7時間15分勤務（休憩60分） ※早番・遅番あり ※週36時間15分勤務 ※所定外労働の有無 あり
勤務日	毎週月曜日から金曜日（土、日、祝日および年末年始を除く。）
報酬等	報酬 日額10,866円～11,364円 （月額228,186円～238,644円程度） ※報酬額は職歴を換算して決定します。 ※月末締め、翌21日払い 通勤手当 あり（支給要件あり） 期末勤勉手当 あり（年2回（6月、12月）計4.6月分） ※期末勤勉手当は雇用期間等により割落としがあります。 退職手当 なし その他 時間外勤務手当
休暇	年次有給休暇（原則10日） 夏期休暇（6～10月）服忌休暇 等
加入保険等	雇用保険、健康保険、厚生年金保険、公務災害補償制度

7 その他

- (1) 応募者全員に可否の結果をお知らせします。
- (2) 応募資格がないことが明らかになった場合は合格を取り消します。
- (3) 地方公務員法に基づき、採用時は全て条件付のものとし、採用後1か月を良好な成績で勤務したときに会計年度任用職員として正式採用となります。
- (4) この募集は、予算の成立を前提として行うものです。

応募および問い合わせ先

秋田市市民生活部市民相談センター（担当：高橋）
〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号
電話 018-888-5648